# 陸上貨物運送事業における
# 労働災害発生状況

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課

# 高齢者の就労と被災状況（陸運業）

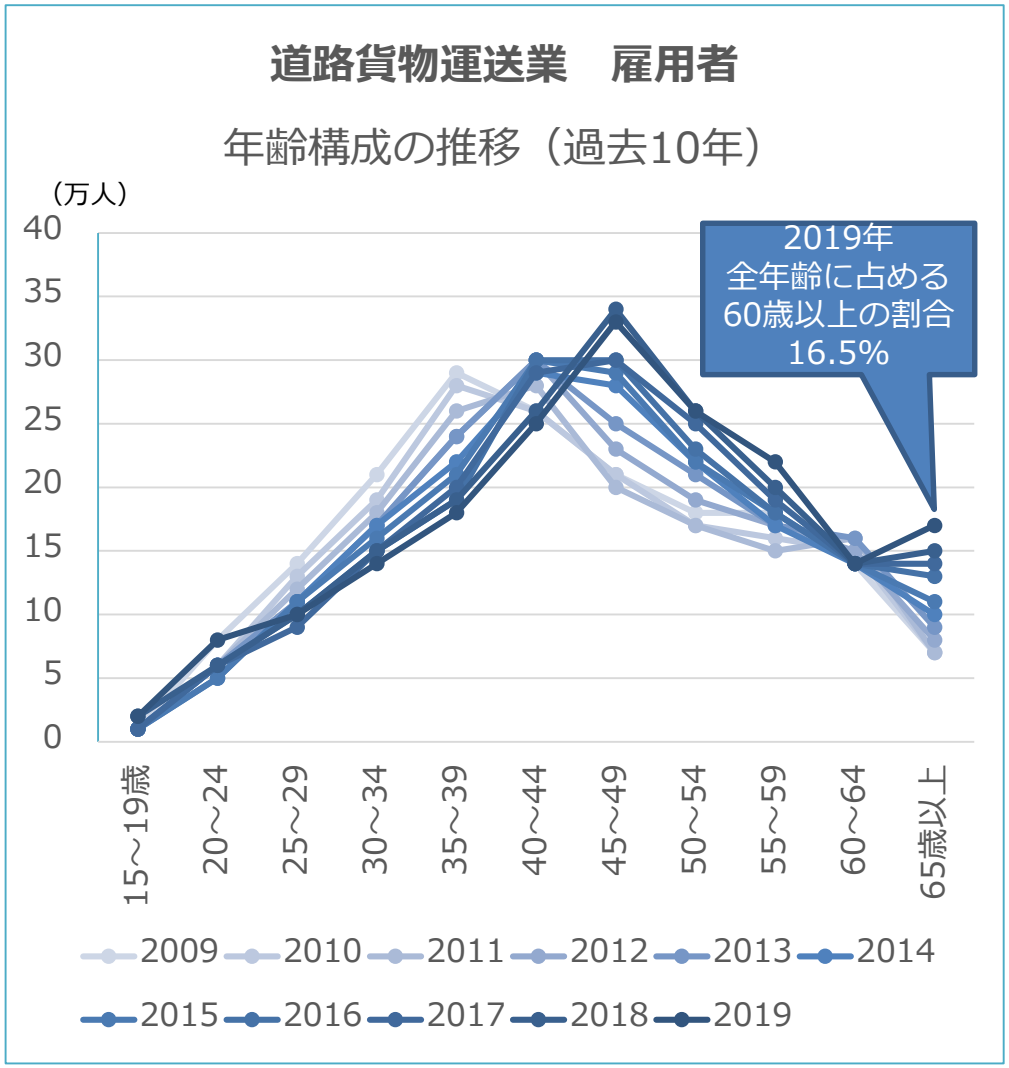


資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

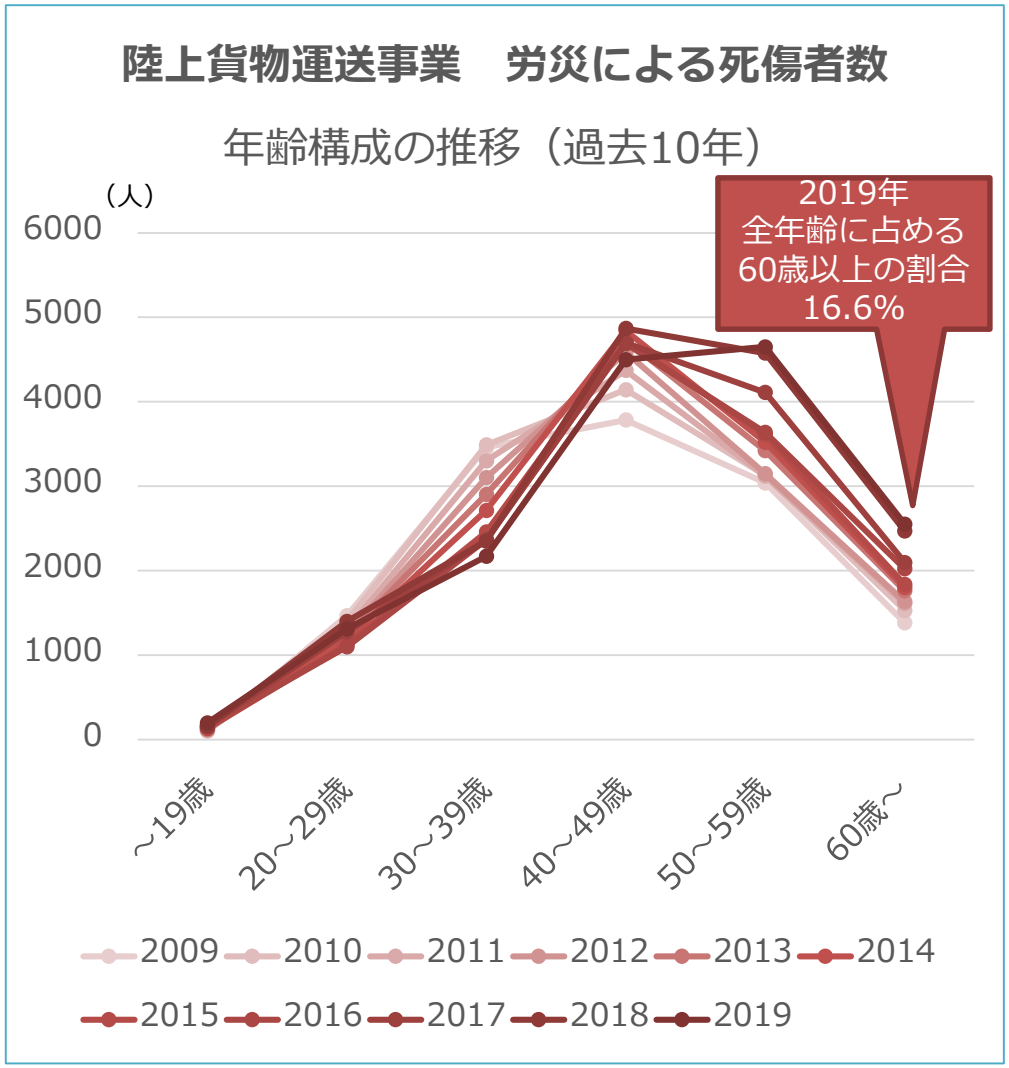


資料出所：労働者死傷病報告

- ◆ 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は、全産業では17.8%、陸運業では16.5%(2019年)
- ◆ 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は、全産業では26.8%に達する一方、陸運業では16.6%(同)

# 高年齢労働者の労働災害の特徴①　年齢別・男女別・業種別の傾向

- **災害発生率（千人率）は、男女ともに、若年層と高年齢労働者で高い。**
- 65～69歳の千人率を、30歳前後の最小値と比べると、**男性で約２倍、女性で約５倍。**
- **陸上貨物運送事業における千人率は、他の主要な産業と比べ相当高い。**

## 年齢別・男女別　千人率

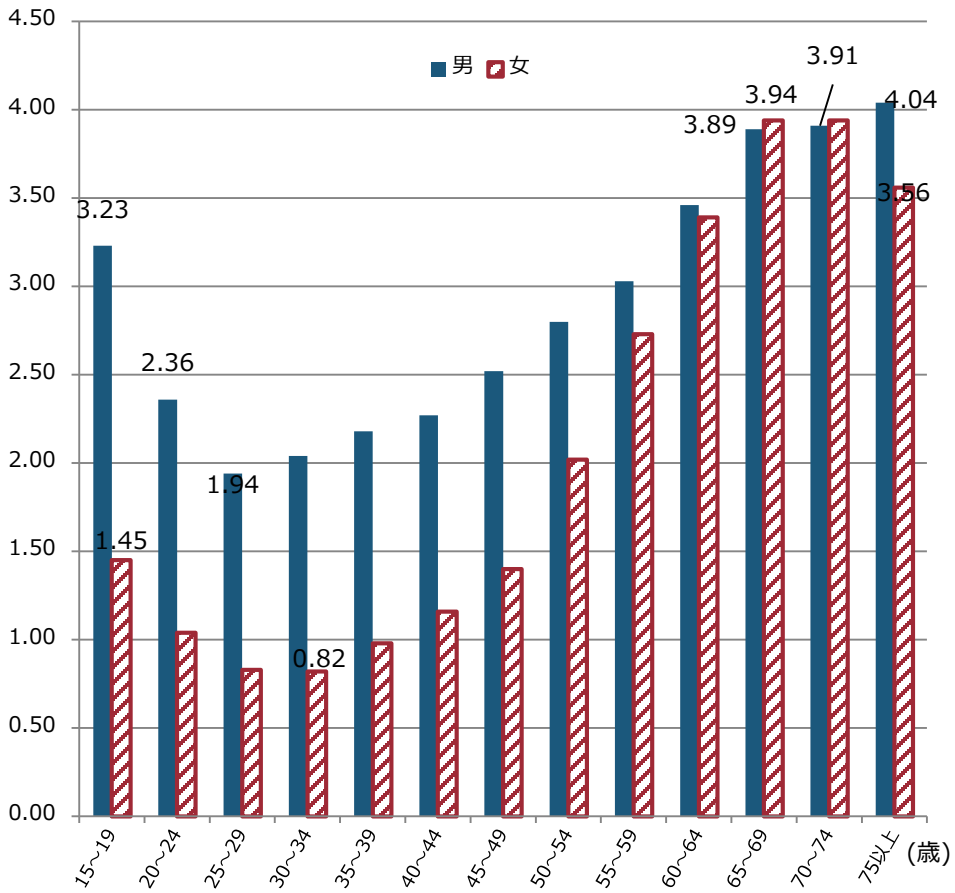


※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた

データ出所：労働者死傷病報告（平成31年／令和元年）
労働力調査（基本集計・年次・2019年）

## 年齢別・業種別　千人率

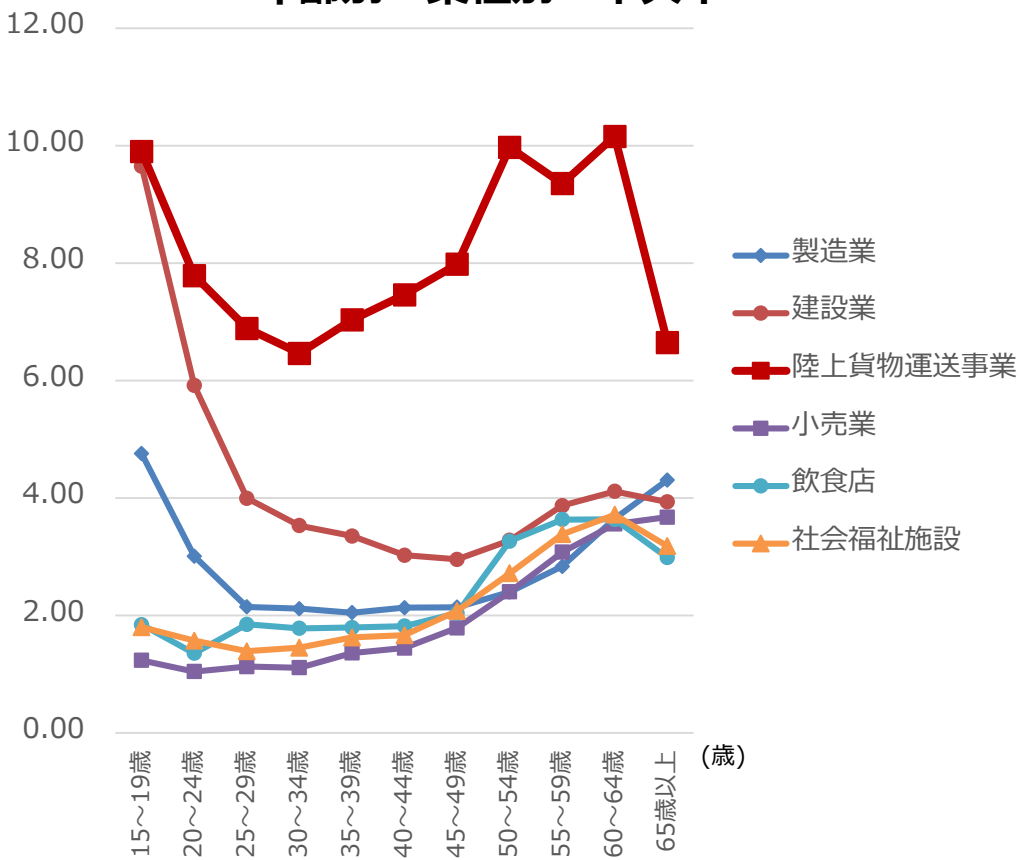


データ出所：労働者死傷病報告（平成31年／令和元年）
労働力調査（基本集計・年次・2019年）
※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている

# 陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況

- 死亡者数・死傷者数とも高止まり。
- 平成31／令和元年の災害発生率（1,000人当たりの災害発生人数）は、前年から**0.34ポイント減少**

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況の推移

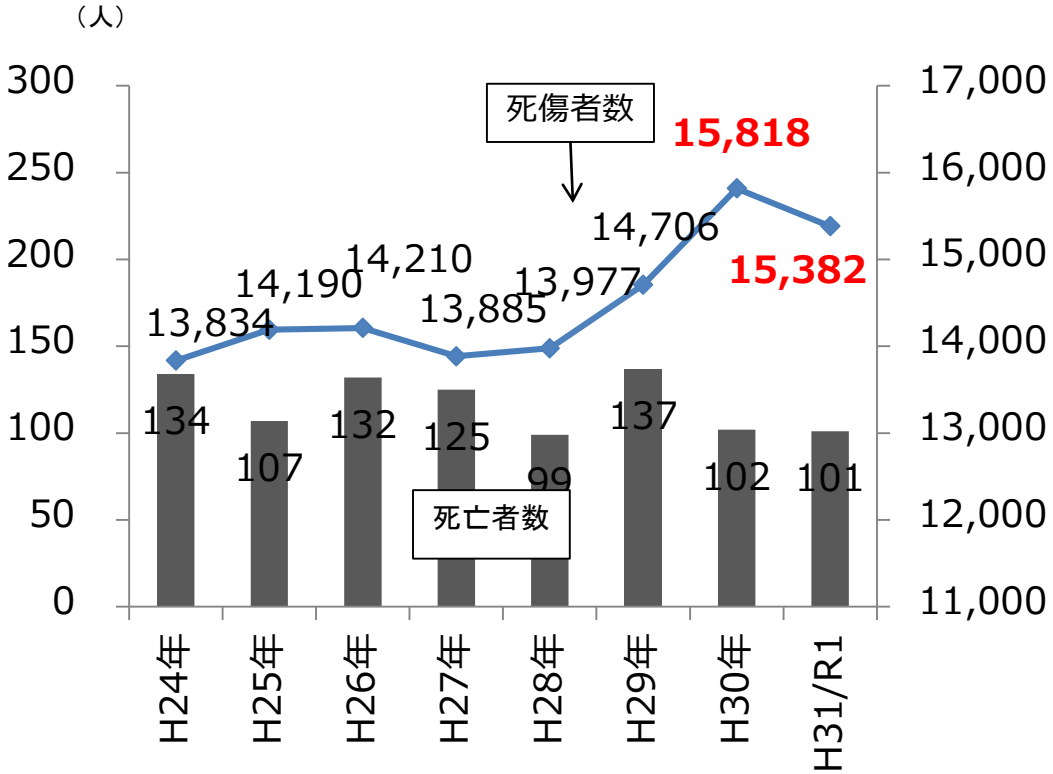


陸上貨物運送事業における災害発生率(死傷年千人率)

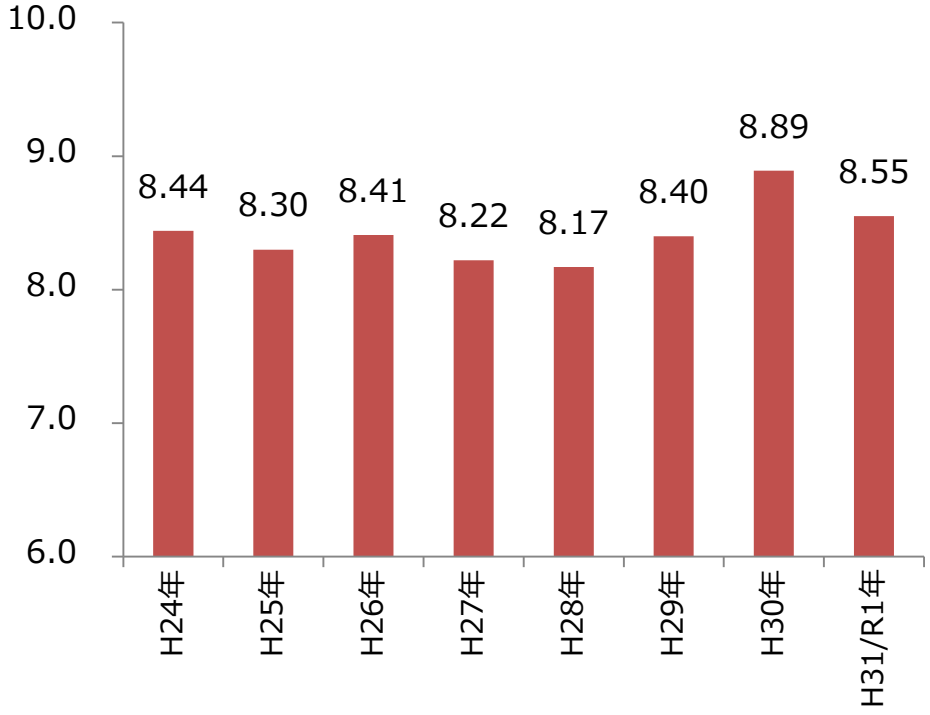


出典：死亡者数は厚生労働省安全課調べ、死傷者数は労働者死傷病報告
災害発生率は労働力調査より集計した値により算出

# 陸上貨物運送事業における労働災害の特徴　（今年の状況）

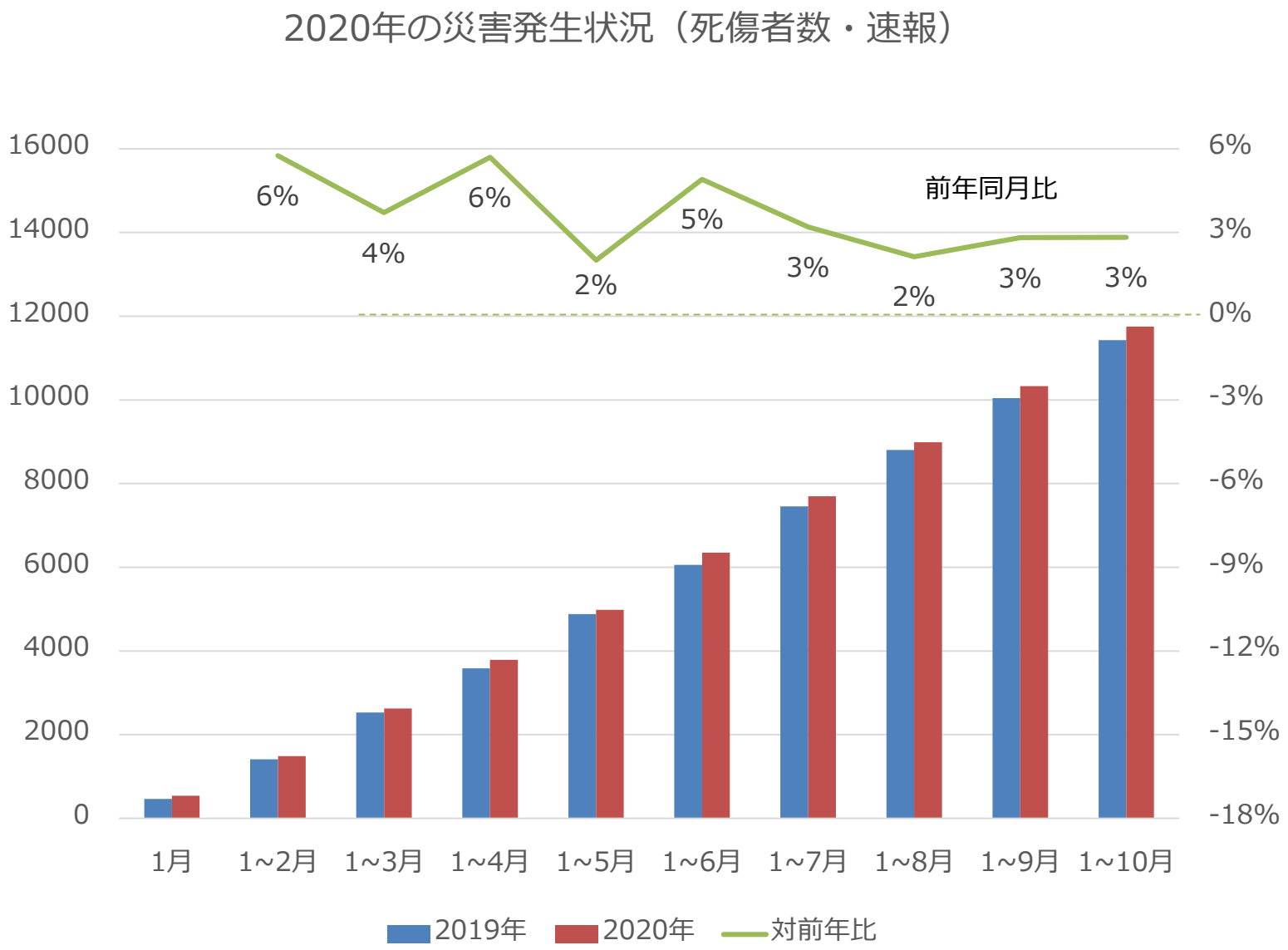

# 陸上貨物運送事業における労働災害の特徴　（事故の型・起因物）

- 事故の型別では**「墜落、転落」**、**「動作の反動・無理な動作」**、**「転倒」で6割を占め、増加傾向。**
- 起因物別では**「トラック」**による死傷者が**32%**を占め、次いで**「荷姿の物」（11%）**が多い。

## 死傷災害における事故の型別災害発生状況

（平成31／令和元年）

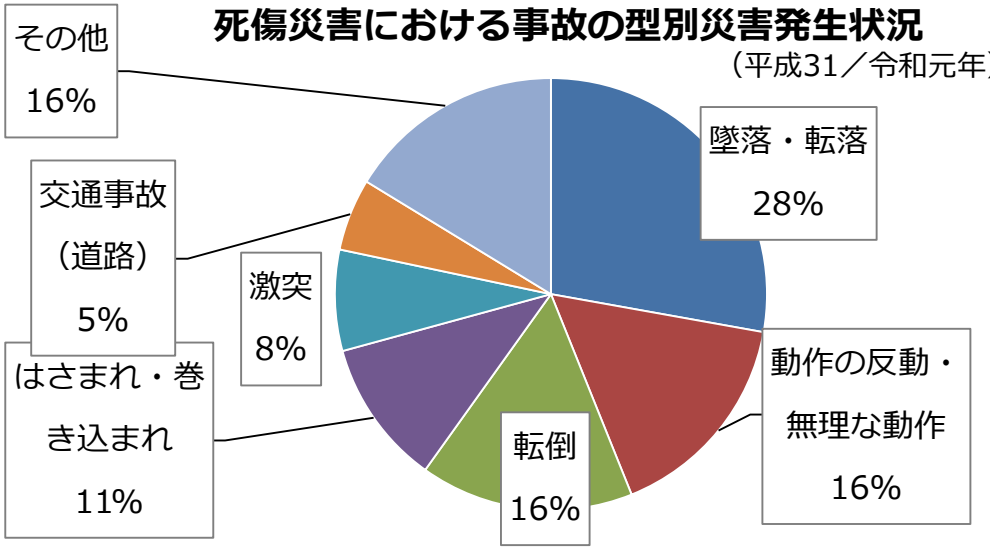


## 死傷災害における起因物別災害発生状況

（平成31／令和元年）

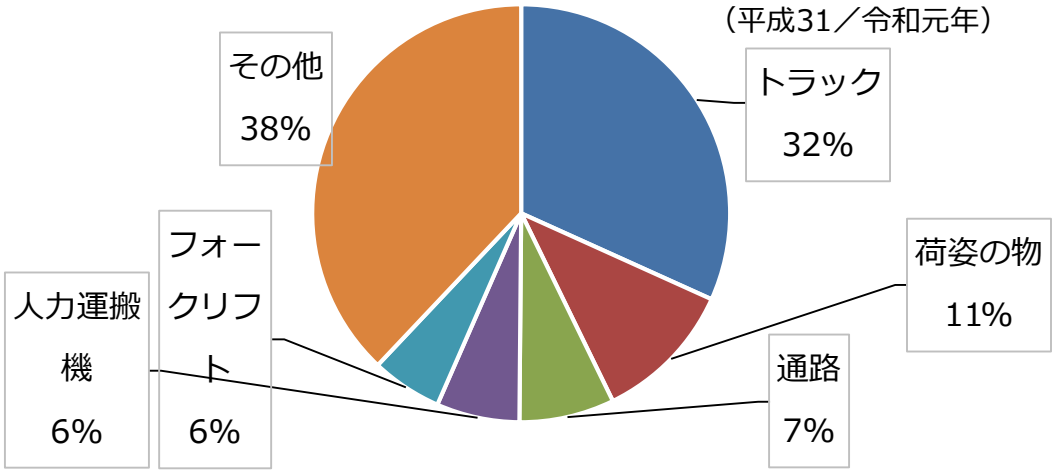


## 死傷災害における事故の型別災害発生状況（推移）

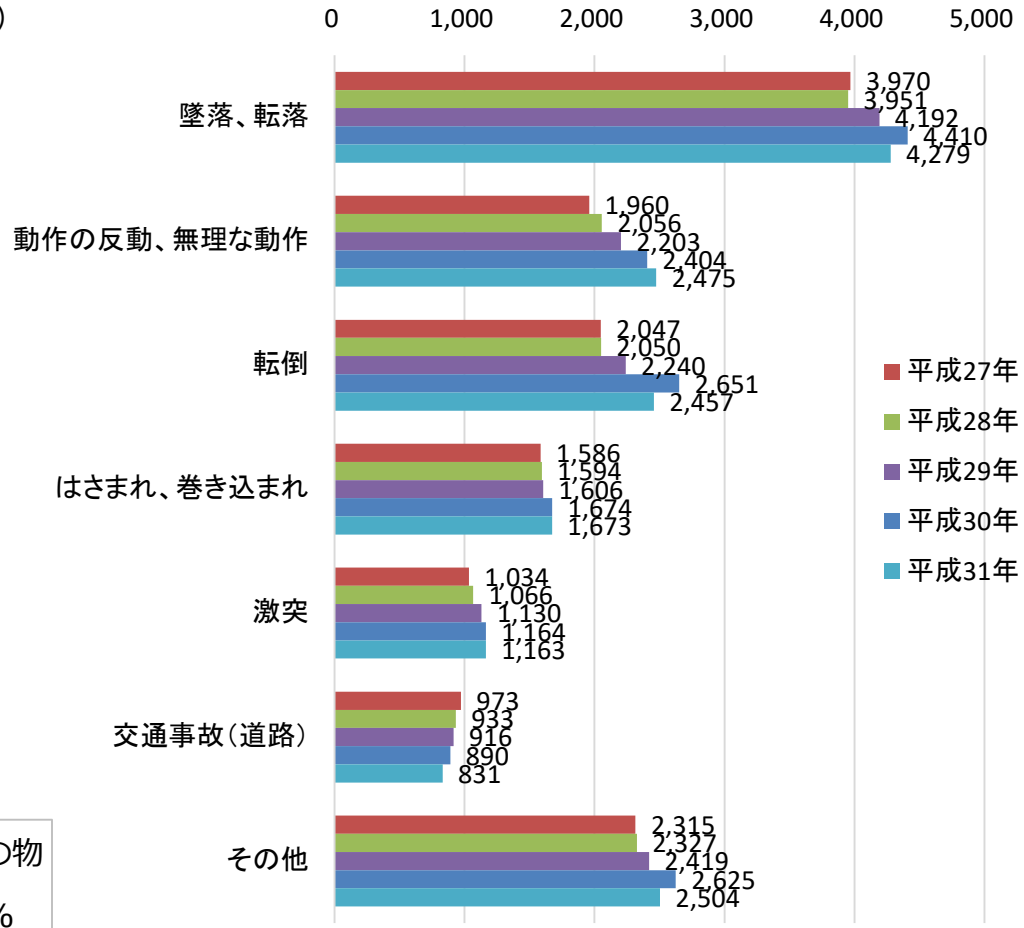


出典：死傷者数は労働者死傷病報告

# 陸上貨物運送事業における労働災害の特徴　（事故の型と年齢の関係）

- 事故の型によって、災害発生率が高い年齢層に違いがある

**墜落・転落災害**の年齢別
年千人率（2019年）

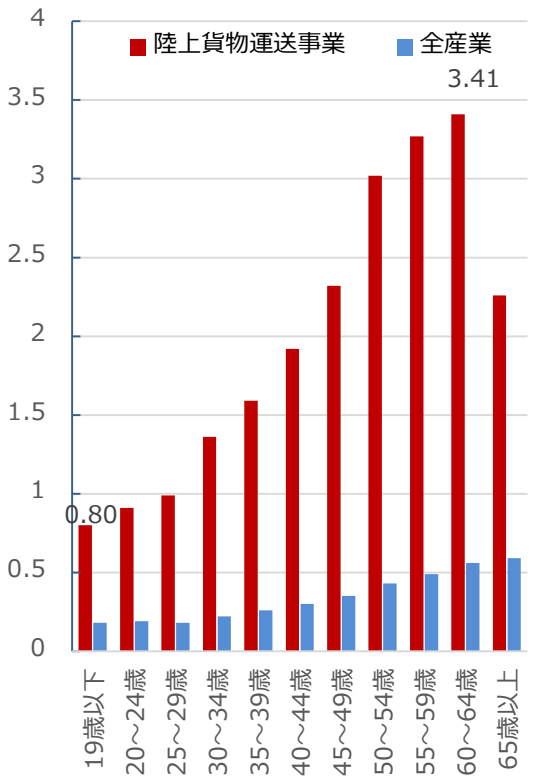


**転倒災害**の年齢別
年千人率（2019年）

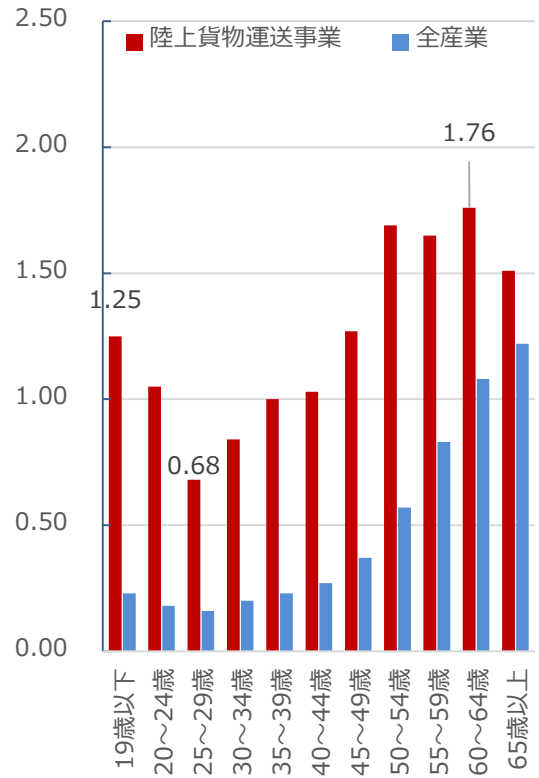


**動作の反動・無理な動作災害**
の年齢別年千人率（2019年）

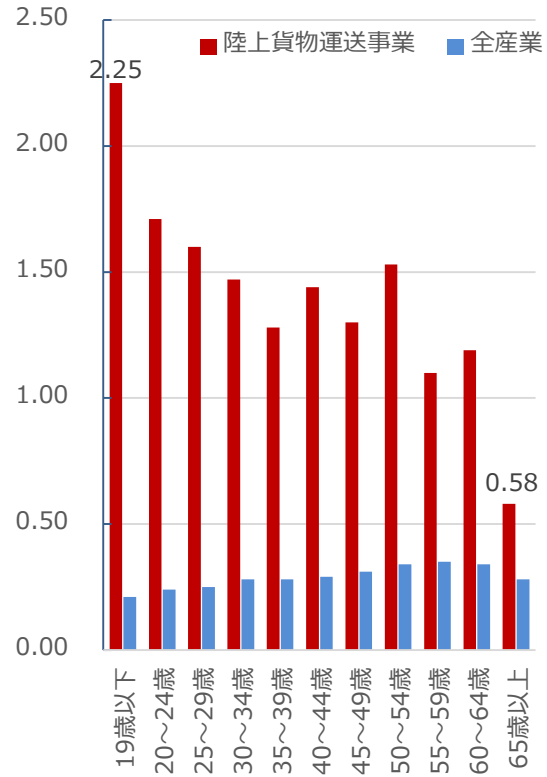

# 陸上貨物運送事業における労働災害の分析（事故の型、起因物）

| 起因物 ＼ 事故の型 | 墜落・転落 | 転倒 | 激突 | 飛来・落下 | 崩壊・倒壊 | 激突され | はさまれ・巻き込まれ | 切れ・こすれ | 高温・低温物との接触 | 交通事故（道路） | 動作の反動・無理な動作 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| トラック | **2,985** | 310 | 334 | 37 | 11 | 93 | 357 | 13 | 5 | 507 | 219 | 13 | 4,884 |
| 荷姿の物 | 89 | 141 | 84 | 226 | 129 | 92 | 185 | 21 | 2 | 4 | **713** | 9 | 1,695 |
| 通路 | 42 | **757** | 166 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 159 | 4 | 1,133 |
| 人力運搬機 | 27 | 138 | 60 | 55 | 91 | 180 | 286 | 10 | 1 | 13 | 129 | 0 | 990 |
| フォークリフト | 99 | 38 | 76 | 37 | 18 | 247 | 305 | 3 | 0 | 0 | 17 | 2 | 842 |
| 起因物なし | 3 | 51 | 12 | 1 | 1 | 5 | 1 | 0 | 4 | 3 | **697** | 46 | 824 |
| その他の用具 | 67 | 178 | 65 | 94 | 60 | 51 | 72 | 13 | 0 | 1 | 110 | 4 | 715 |
| 階段、桟橋 | 238 | 145 | 47 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 94 | 0 | 526 |
| 乗用車、バス、バイク | 19 | 22 | 12 | 1 | 1 | 17 | 16 | 0 | 1 | 290 | 7 | 4 | 390 |
| 建築物、構築物 | 125 | 102 | 70 | 3 | 3 | 2 | 20 | 3 | 0 | 0 | 38 | 1 | 367 |
| 作業床、歩み板 | 70 | 157 | 34 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 38 | 4 | 310 |
| はしご等 | 267 | 17 | 15 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 310 |
| その他の仮設物、建築物、構築物等 | 47 | 97 | 51 | 4 | 5 | 9 | 23 | 5 | 2 | 0 | 41 | 1 | 285 |
| 金属材料 | 10 | 20 | 9 | 60 | 49 | 16 | 50 | 14 | 1 | 0 | 17 | 7 | 253 |
| その他の環境等 | 14 | 101 | 6 | 1 | 2 | 12 | 9 | 2 | 1 | 7 | 21 | 7 | 183 |
| その他の装置、設備 | 14 | 25 | 24 | 15 | 9 | 11 | 49 | 4 | 2 | 0 | 20 | 0 | 173 |
| 木材、竹材 | 5 | 24 | 12 | 44 | 47 | 6 | 12 | 3 | 0 | 0 | 14 | 1 | 168 |
| 高温・低温環境 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 121 | 0 | 1 | 2 | 127 |
| その他の起因物 | 8 | 14 | 3 | 5 | 2 | 6 | 4 | 2 | 0 | 3 | 41 | 27 | 115 |
| 人力クレーン等 | 4 | 15 | 9 | 9 | 16 | 18 | 32 | 1 | 0 | 0 | 7 | 0 | 111 |
| 移動式クレーン | 27 | 1 | 5 | 11 | 4 | 17 | 38 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 106 |
| コンベア | 5 | 29 | 15 | 0 | 1 | 3 | 44 | 1 | 0 | 0 | 8 | 0 | 106 |
| その他 | 114 | 72 | 54 | 77 | 10 | 68 | 162 | 79 | 15 | 2 | 75 | 41 | 769 |
| 合計 | 4,279 | 2,457 | 1,163 | 681 | 464 | 855 | 1,673 | 175 | 156 | 831 | 2,475 | 173 | 15,382 |

# 陸上貨物運送事業における労働災害の分析（事故の型、起因物）

## 「動作の反動・無理な動作」の傷病種類

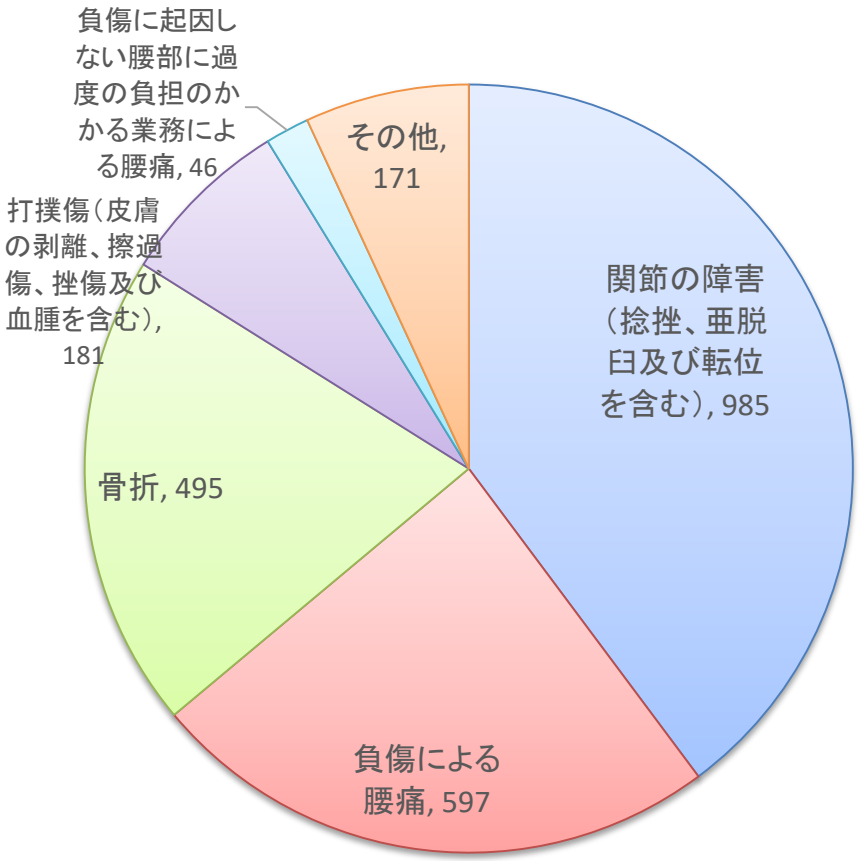


## 「墜落・転落」の傷病種類

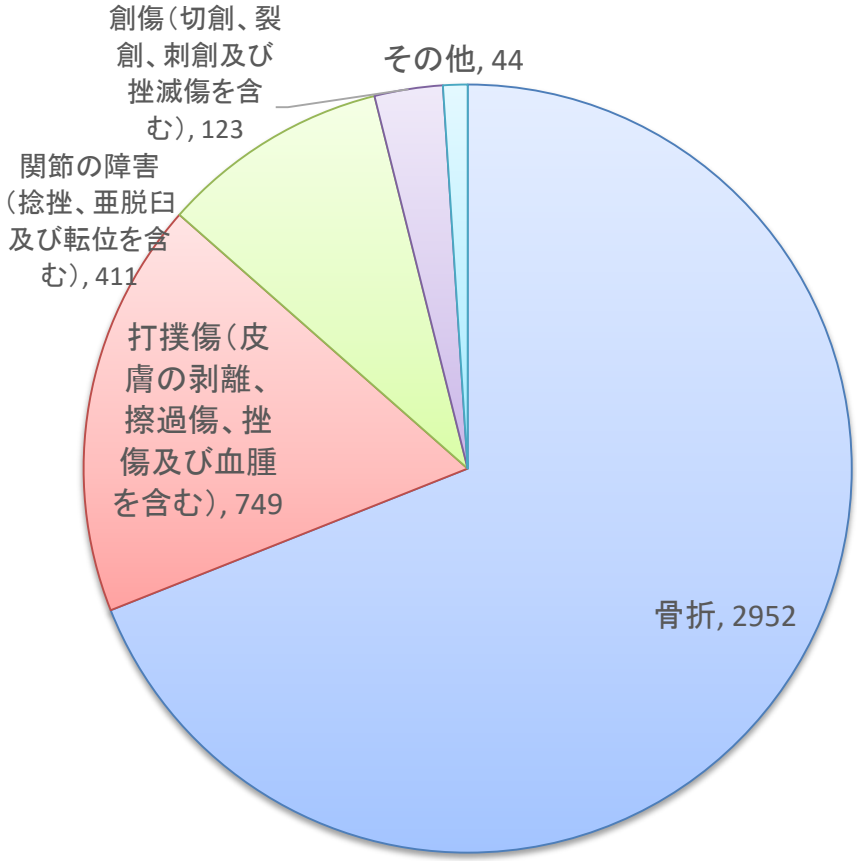

# 第13次労働災害防止計画（13次防）について

## 労働災害防止計画とは

○ 労働安全衛生法に基づき、労働災害を減少させるために厚生労働大臣が重点的に取り組む事項を定めた計画。
○ 昭和33年以降、5年ごとに策定しており、平成30年度より第13次労働災害防止計画が開始。

## 13次防の目標

○ 2022年までに、労働災害による**死亡者数を15%以上減少**させる（2017年比）
○ 2022年までに、労働災害による**死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少**させる（2017年比）

## 13次防の重点業種

### 陸上貨物運送事業　【目標】死傷年千人率を5%以上減少させる

○保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底
○荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の在り方について検討
○国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善等について支援を要請
○インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加傾向にあることを踏まえ、荷役作業の実態に則した対策の検討

### 建設業、製造業、林業　【目標】死亡者数を15%以上減少させる

### 第三次産業対策（小売業、社会福祉施設、飲食店）　【目標】死傷年千人率を5%以上減少させる

# 陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン

## 荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

**●陸運事業者の実施事項**

- ○ 管理体制の確立
- ○ 具体的な防止対策
  - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
  - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
  - ・転倒による労働災害の防止対策
- ○ 安全衛生教育の実施
- ○ 荷主等との連絡調整
  - → **『安全作業連絡書』の使用**
- ○ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
  - → 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

**連絡調整**

**●荷主等の実施事項**

- ○ 改善基準告示の遵守
- ○ 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- ○ 陸運事業者との連絡調整
  - → **『安全作業連絡書』の使用**
- ○ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
  - → 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
- ○ 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

**荷主の協力が不可欠**

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

- ○ 管理体制の確立等
- ○ 適正な労働時間の管理、走行管理
  - ・走行計画の作成
  - ・点呼等の実施
  - ・荷役作業を行わせる場合の措置
    - → ・運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
    - ・荷の適正な積載
- ○ 教育の実施
  - ・交通危険予知訓練
- ○ 意識の高揚
  - ・交通安全情報マップの作成

**○ 荷主・元請事業者による配慮等**

- ・過積載運行の防止
- ・改善基準告示の遵守
- ・安全な走行が出来ない発注の禁止
- ・到着時間の再設定等の措置

- ○ 健康管理

改善基準告示 ： 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

# 荷役作業における労働災害の状況

平成28年4月1日から9月30日までに休業おおむね1か月以上の労働災害を発生させた陸運事業場及び荷主等の事業場に提出を依頼した調査表を集計したもの

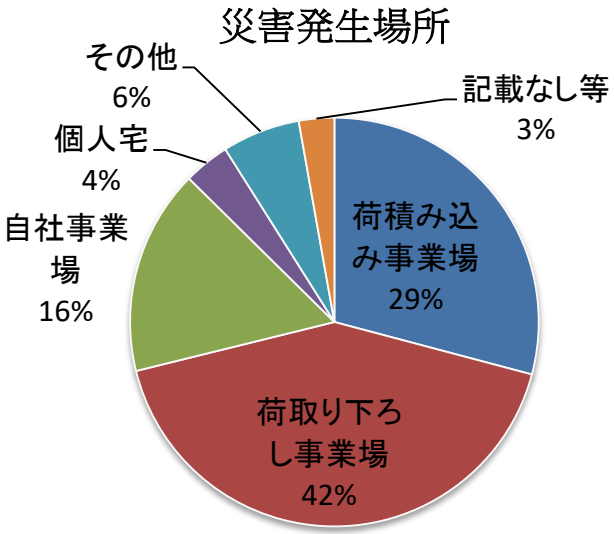


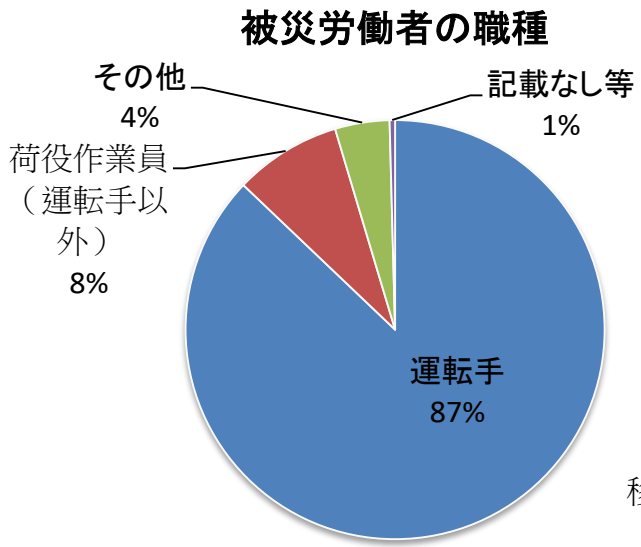


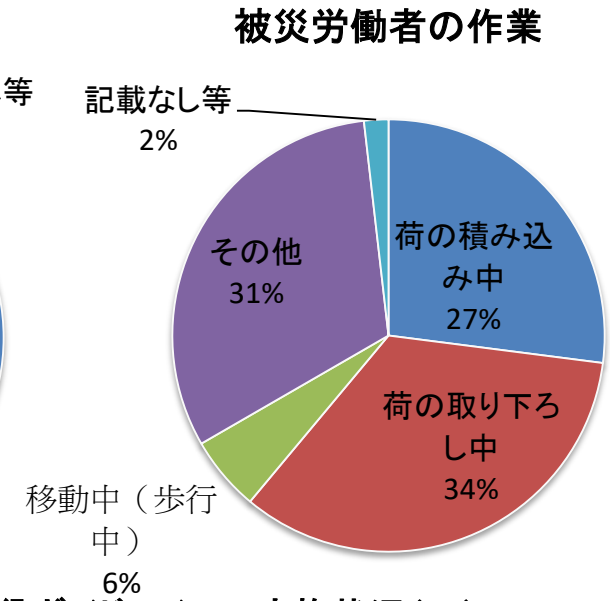


**保護帽の着用・使用率（%）**

| 合計 | 5トン以上であるもの | | | 5トン未満であるもの |
|---|---|---|---|---|
| | | 荷の積み込み中のものであるもの | 荷の取り下ろし中であるもの | |
| 71% | 85% | 87% | 83% | 58% |
| 714件 | 310件 | 104件 | 95件 | 267件 |

**荷役ガイドラインの実施状況（%）**

| | 災害発生前 | 災害発生後 |
|---|---|---|
| 荷役災害防止担当者の指名 | 65% | 69% |
| 荷役作業の安全衛生教育の実施 | 78% | 81% |
| 荷主等への事前確認の実施 | 63% | 56% |

# 荷役作業における労働災害の状況

荷主等災害発生時の位置付け

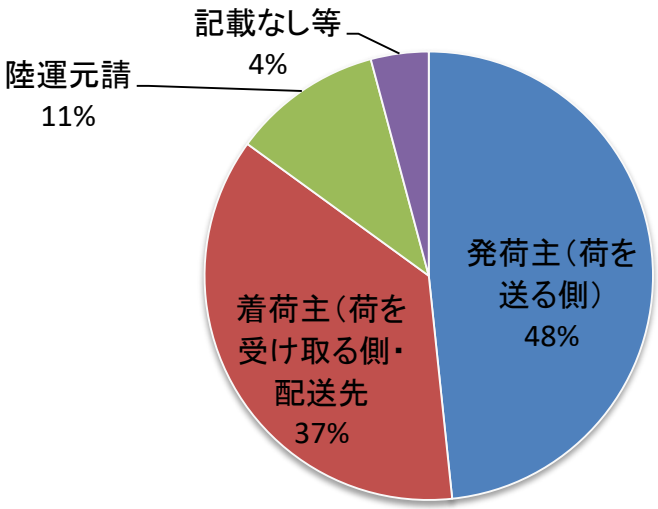


荷主等の業種

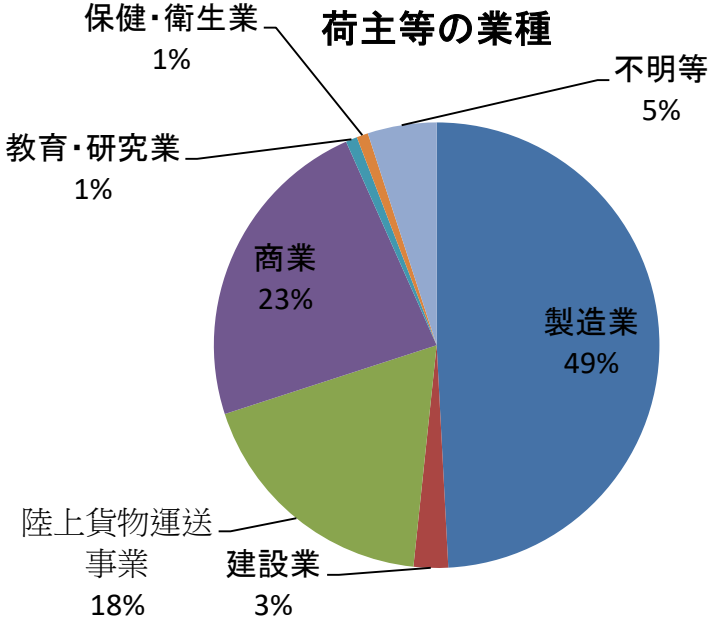


荷役ガイドラインの実施状況（%）

| | 災害発生前 | 災害発生後 |
|---|---|---|
| 荷役災害防止担当者の指名 | 63% | 57% |
| 荷役作業の安全衛生教育の実施 | 57% | 62% |
| 荷主等への事前確認の実施 | 62% | 42% |

# 陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項

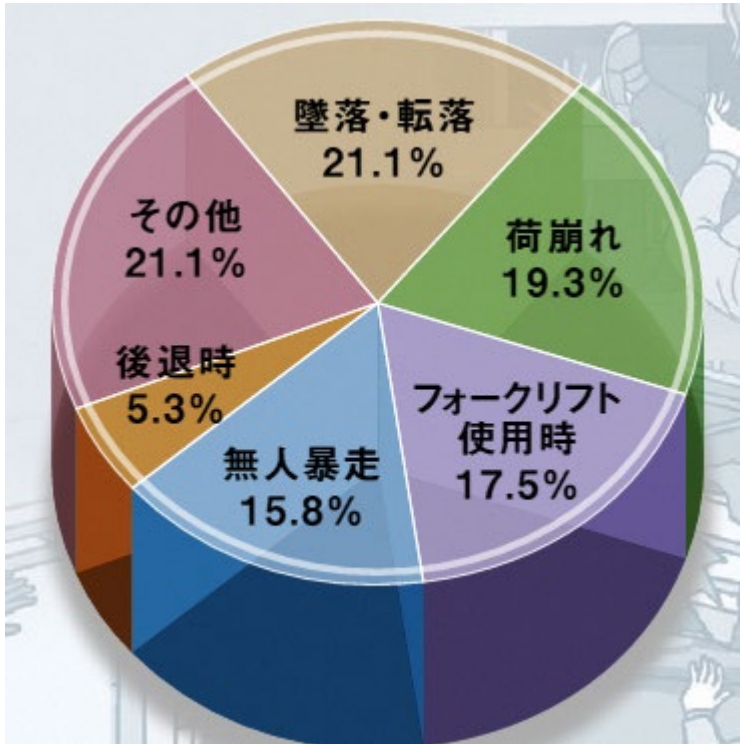


平成25年に発生した陸運業の荷役作業時の死亡災害
（労働安全衛生総合研究所調べ）
（注）調査対象のうち、該当する災害が占める割合　（単位%）

## 重大な災害事例に学ぶ「荷役5大災害」防止のポイント

### 1 トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

→ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

### 2 トラック・荷台等での荷崩れによる災害

→ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

### 3 フォークリフト使用時における災害

→ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は定められた**ルール（作業計画等）に基づき適切に行動**すること

### 4 トラックの無人暴走による災害

→ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置**を行うこと
（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、
②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

### 5 トラック後退時における災害

→ 後退誘導に係る**ルール（作業計画等）を定め**、**後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。

# 荷役５大災害の防止対策の推進

陸運業の荷役作業時の死亡労働災害の約8割を占める荷役5大災害（①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故）の防止を図るために、陸運事業者、荷主等が重点的に確認・実施する事項をとりまとめたチェックリストを活用し、荷役作業時の労働災害防止対策の促進を図る。
**（平成29年3月16日基安発0316第1号）**

| 厚生労働省 | 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 | 陸運事業者 | 荷主等 |
|---|---|---|---|
| 【実施事項】<br>① **周知啓発資料等（チェックリストを含む）**の作成、配布、HP掲載<br>②業界団体等への**協力要請**<br>③陸運事業場、荷主等への**周知・指導**<br>④**講習会、荷主等事業場への安全診断**の実施 | 【実施事項】<br>①会員等への**周知啓発**<br>②取組強化期間（平成29年7月～平成29年12月）における**パトロール等の実施**<br>**③ 荷役労働災害防止のための研修会の開催**<br>④ レベルアップ支援事業・中小企業事業場個別サポート事業等を通じた**陸運事業場への支援** | 【実施事項】<br>チェックリストに基づき対策を実施<br>①**共通事項**<br>保護帽の着用等<br>②**墜落・転落災害防止**<br>作業計画等の作成、作業床等の使用、昇降設備の使用、荷や荷台上の不安全な作業の排除<br>③**荷崩れ**<br>作業計画等の作成、適切な荷付けの実施、走行中・荷下ろし時の配慮、教育の実施<br>④**フォークリフト使用時の事故**<br>作業計画等の作成、適格な資格者による運転、用途外使用の禁止、安全運転、走行場所の区分<br>⑤**無人暴走**<br>逸走防止措置の実施、逸走時の措置、降雪・凍結時の配慮<br>⑥**トラック後退時の事故**<br>確実な後方確認、誘導員の配置、走行場所の区分等 | 【実施事項】<br>チェックリストに基づき対策を実施<br>①**共通事項**<br>保護帽着用の呼びかけ<br>②**墜落・転落災害防止**<br>安全に作業できる設備の設置<br>③**荷崩れ**<br>安全なパレットの提供<br>④**フォークリフト使用時の事故**<br>適格な資格者による運転、構内使用ルールの作成・掲示、安全設備の設置、走行場所の区分<br>⑤**無人暴走**<br>降雪・凍結時の配慮<br>⑥**トラック後退時の事故**<br>誘導員の配置、走行場所の区分 |

# ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

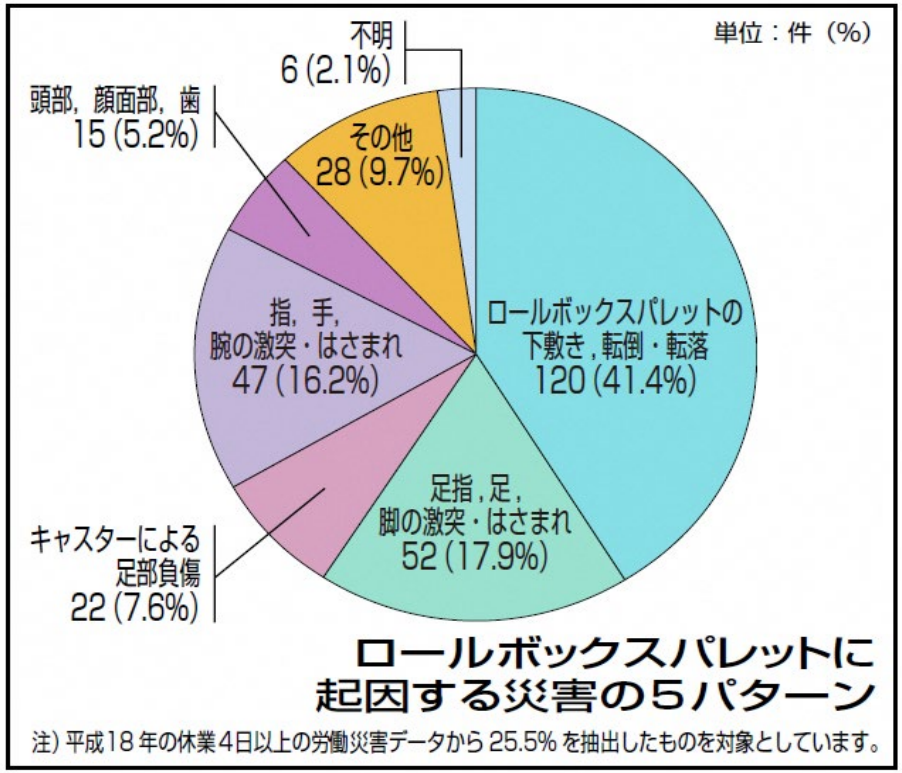


## 安全に作業するための8つのルール

1 **段差、傾斜のある場所での取扱い**
事故の起こりやすい場所であることを考慮し細心の注意を払って作業

2 **作業服、作業靴、保護具**

3 **ロールボックスパレットの基本操作**
両手操作や適切な手の位置などの基本操作の徹底

4 **「押し」「引き」「よこ押し」**
それぞれのメリット、デメリットを理解し適切に操作

5 **複数人での取扱い**
指揮者を決め声を掛け合い慎重に作業

6 **荷物の積載**
基本的な積み方をマスターし、荷崩れを防ぐ

7 **折りたたみ・組み立て・積み重ね**
折りたたむと不安定になるので転倒に注意

8 **テールゲートリフターでの取扱い**
昇降時等における安全な作業方法

# テールゲートリフターを安全に使用するために

## 守るべき基本ルール　6

1 平坦な場所で使用する

2 積載重量を遵守し、
昇降板の中央部に荷を配置する

3 昇降板・キャスターそれぞれの
ストッパーを使用する

4 周囲の安全を確保し、
三角コーン等を配置する

5 作業にふさわしい装備をする

6 始業前点検・定期点検を実施する
（点検事項は各社取扱説明書を参照）

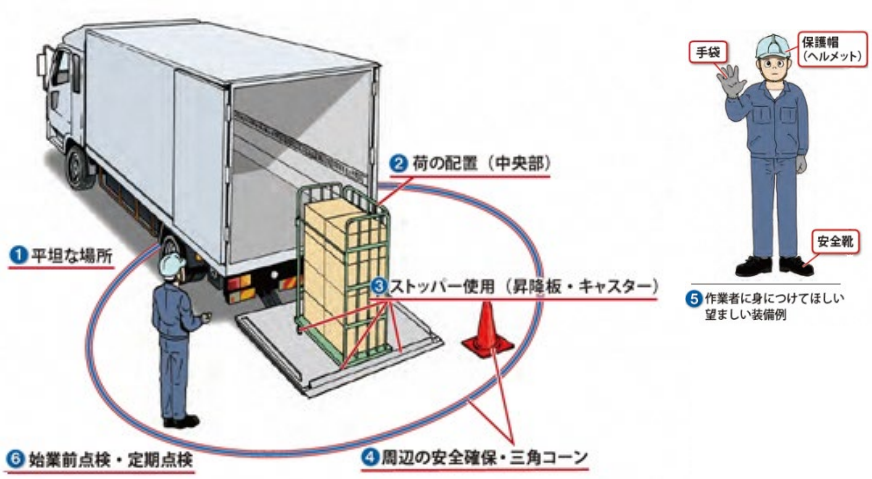


## 使用場面別ルール　11

1 地面を背にして後退りしない

2 昇降板上で作業できるスペースを確保する

3 昇降板は揺れやすいので慎重に移動する

4 昇降板等の傾きによる荷の動き出しに注意する
（荷が動き出したら無理に支えない！）

5 昇降板のストッパーを踏みながら運搬しない

6 昇降板の先端部と地面の段差に注意する

7 作業者は原則として昇降板に乗ったまま移動
（昇降）しない

8 移動する時は昇降板を地面と荷台の中間で止めて、ステップとして昇り降りする

9 昇降板から荷がはみ出さないようにする

10 昇降板から少し離れた横に立ち、昇降板の周辺から目を離さない。

11 動作中の昇降板には触らない、近寄らない

（詳細については各社取扱説明書を参照して下さい。）

# 交通労働災害の動向

○ 交通事故（労働災害以外を含めた全体）による死亡者数は、平成19年比で約４割減少。
交通労働災害による死亡者数はこれを上回るペースで減少（約40%減少）。

○ しかしながら、依然として、労働災害による死亡者の約２割を交通労働災害が占める状況。

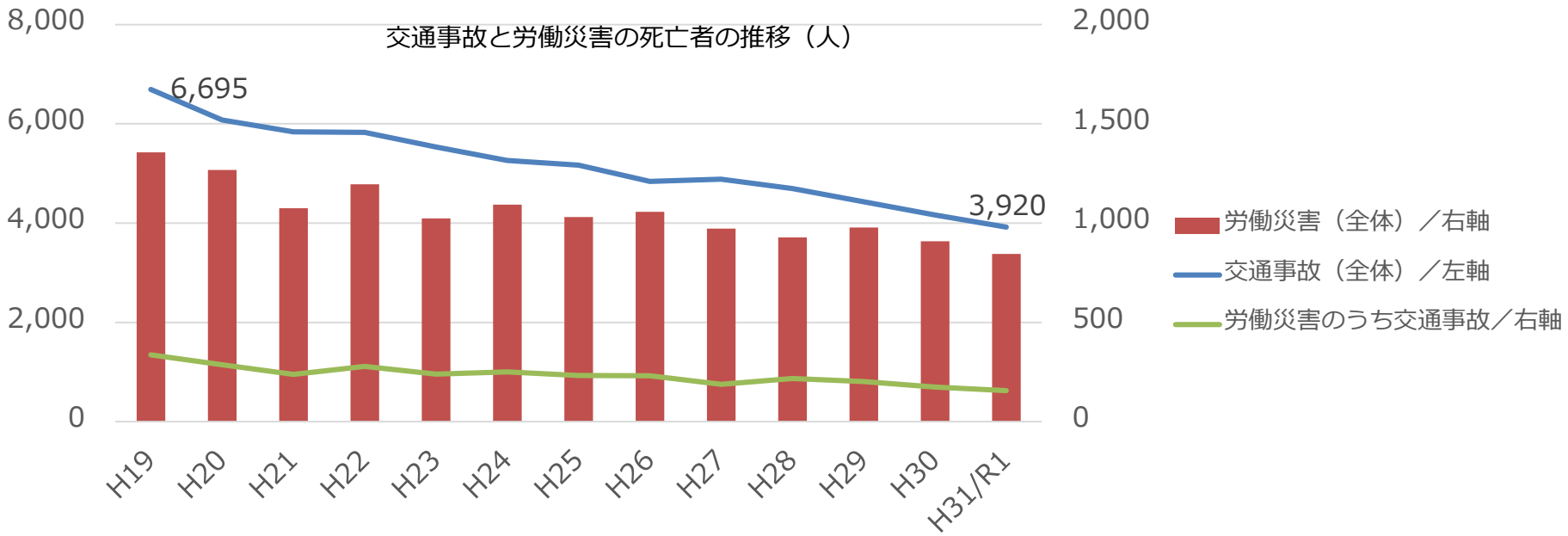


| | H19年 | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | H31/R1年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交通事故（全体）による死亡者数 | 6,695 | 6,079 | 5,840 | 5,829 | 5,535 | 5,261 | 5,165 | 4,838 | 4,885 | 4,698 | 4,431 | 4,166 | 3,920 |
| 労働災害による死亡者数 | 1,357 | 1,268 | 1,075 | 1,195 | 1,024 | 1,093 | 1,030 | 1,057 | 972 | 928 | 978 | 909 | 845 |
| うち交通労働災害による死亡者数 | 337 | 287 | 238 | 278 | 239 | 251 | 233 | 232 | 189 | 218 | 202 | 175 | 157 |
| 交通労働災害の割合 | 24.8% | 22.6% | 22.1% | 23.3% | 23.3% | 23.0% | 22.6% | 21.9% | 19.4% | 23.5% | 20.6% | 19.3% | 18.6% |

○交通事故は、警察庁発表のもの（事故後３０日以内に死亡したもの）。
○労働災害、交通労働災害は死亡災害報告によるもの

# 令和２年度「荷役作業における陸上貨物運送事業の安全衛生活動支援事業」

荷主等事業場における荷役災害防止対策の周知、定着を図ることを目的とする。陸災防への補助事業として実施。

## 1　荷主等事業場の荷役作業安全ガイドライン講習会

- 陸災防都道府県支部ごとに実施
- 荷主等（主に製造業、小売業（大規模商業施設等）、倉庫業など）の事業場の荷役災害防止担当者を対象とした講習会
- 受講料無料

## 2　専門家による荷役作業時の現場安全診断及び設備設置等の改善指導

（１）荷主等事業場に対する個別診断

- 荷役作業に係る災害の発生状況等を踏まえ、都道府県労働局において、対象候補事業場を推薦
- 製造業、小売業（大規模商業施設等）、倉庫業の事業場を重点

（２）高年齢労働者の荷役災害防止のためのコンサルティング

- 高齢者（50歳以上）の荷役作業に係る災害等を踏まえ、都道府県労働局において、対象候補事業場を推薦
- 陸運業事業場に対するコンサルティング、必要に応じ荷主等事業場に対する現場診断を実施

## 3　荷主等団体との協議会

- 陸災防本部・支部において、都道府県労働局、陸運関係者・事業者、荷主関係団体・事業者による荷役災害防止のための協議会を開催
- 荷役作業の安全対策ガイドライン等の普及・促進を図る

# 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要
（エイジフレンドリーガイドライン）

令和２年３月16日付け
基安発0316第１号により策定

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

※　請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

## 背景・現状

- 労働災害による休業４日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
（平成31年は26.8%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。（25～29歳と比べ65～69歳では男性約２倍、女性約５倍）

**高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要**

※経済財政運営と改革の基本方針（令和元年６月閣議決定）において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

**<年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）平成31年／令和元年>**

出典：労働力調査、労働者死傷病報告

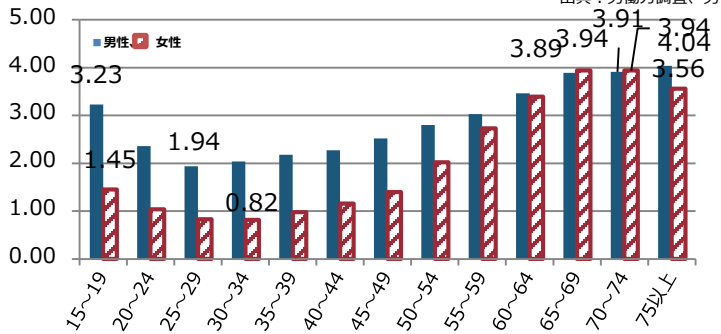


## 求められる取組

事業者　高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じて**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**

労働者　事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、自らの**健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

### 事業者に求められる取組

（１～５のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む）

1　安全衛生管理体制の確立等
- 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

2　職場環境の改善
- 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

5　安全衛生教育
- 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
- 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

### 労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

## 2　職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善**を検討し、必要な対策を講じます

・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 対策の例

通路を含め作業場所の照度を確保する

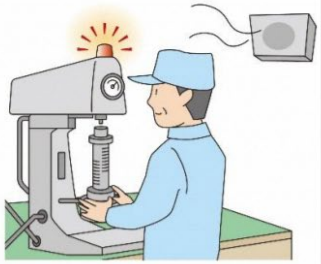

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

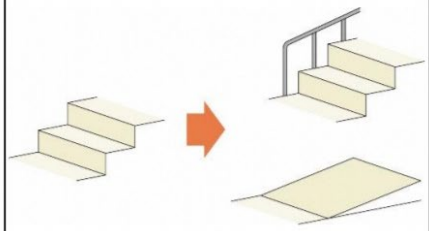

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

防滑靴を利用させる

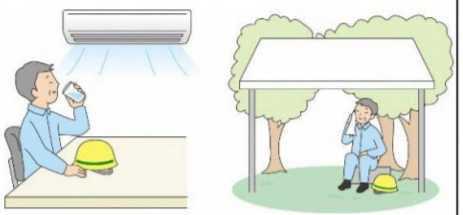

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

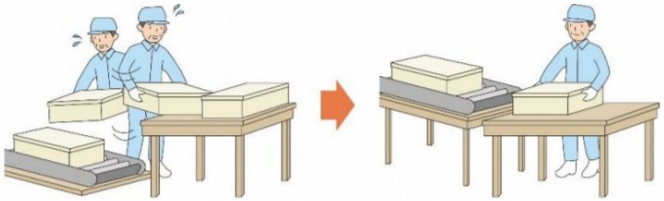

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

その他の例
- 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- パワーアシストスーツ等を導入する

## リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」（2020年6月）

○荷台昇降設備・装備
の周知・普及

## 女性ドライバー等が運転しやすい トラックのあり方 取りまとめ（2019年4月、国土交通省・全日本トラック協会）

**60歳以上の男性ドライバーを含む**

取りまとめポイント：多様なニーズに対応するオプションが存在するものの、運送事業者側に知られていない。
⇒　例　○格納式リアステップ、荷台乗降用グリップ（高さがある荷台に安全に乗降できる）、
○荷台の赤色LEDライト（荷役作業中の転落防止）　等

※全日本トラック協会のHPに、トラック荷台からの転落を防止する装備品に関するお問い合わせ一覧表　掲載
http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/jinzai/joseidriver_kentoukai/04.pdf

# エイジフレンドリーガイドラインの概要

## 3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 体力の状況の把握
・主に高齢者を対象とした**体力チェックを継続的に実施**

## 4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の労働者の状況に応じ**、安全と健康の点で適合する**業務をマッチング**させるよう努めます
- 集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます

**労働者に求められる事項**　自らの健康づくりに積極的に取り組む

参考：簡単な体操やストレッチの例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」　https://youtu.be/9jCi6oXS8IY
（令和元年度厚生労働科学研究費補助金　労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）

### 体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

Ⅰ　身体機能計測結果

①２ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は＿＿cm／＿＿cm(身長)＝＿＿
下の評価表に当てはめると →評価

| 評価表 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| 結果／身長 | ～1.24 | 1.25～1.38 | 1.39～1.46 | 1.47～1.65 | 1.66～ |

②座位ステッピングテスト（敏捷性）
あなたの結果は＿＿回／ 20秒
下の評価表に当てはめると →評価

| 評価表 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| (回) | ～24 | 25～28 | 29～43 | 44～47 | 48～ |

③ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は＿＿cm
下の評価表に当てはめると →評価

| 評価表 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| (cm) | ～19 | 20～29 | 30～35 | 36～39 | 40～ |

④閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は＿＿秒
下の評価表に当てはめると →評価

| 評価表 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| (秒) | ～7 | 7.1～17 | 17.1～55 | 55.1～90 | 90.1～ |

⑤開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は＿＿秒
下の評価表に当てはめると →評価

| 評価表 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|
| (秒) | ～15 | 15.1～30 | 30.1～84 | 84.1～120 | 120.1～ |

詳しくは
こちら⇒

身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

# 「エイジフレンドリー補助金」のご案内

■エイジフレンドリー補助金は、高年齢労働者のための職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。

**補助金申請期間　令和２年６月12日～令和２年11月13日　(本年度終了)**

## 対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

（１）高年齢労働者（60歳以上）を常時１名以上雇用している

（２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

| 業種 | | 常時使用する労働者数 | 資本金又は出資の総額 |
|---|---|---|---|
| 小売業 | 小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など | 100人以下 | 5,000万円以下 |
| 卸売業 | 卸売業 | 100人以下 | １億円以下 |
| その他の業種 | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など | 300人以下 | ３億円以下 |

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

（３）労働保険及び社会保険に加入している

## 補助金額

補助対象：
高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率：　**１／２**

上限額：　**１００万円**（消費税を含む）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）**

## 補助対象となる職場環境の改善対策

**本年度の内容（Q&A（HP掲載版から抜粋・要約）　※来年度の内容は未定です**

- トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ等は、補助対象となります。
- ハンドリフト、ホイストは、補助対象となります。
- トラックに装備するテールゲートリフター、フォークリフトは、補助対象としては認められません。

## 申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

| | |
|---|---|
| 補助金交付申請（中小企業事業者） | 申請期間は６月１２日～１１月１３日<br>コンサルタント会のHPを参照して必要書類等を提出してください |
| 審査等（コンサルタント会） | 申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査を行い、交付及び不交付の決定を行います |
| 交付決定通知の発行（コンサルタント会） | 交付決定を行った案件については、申請者に交付決定通知を送付します |
| 対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者） | 交付決定日以降に、対策を実施し、費用を支払います<br>※交付決定日以前に支払った費用は補助対象となりません |
| 実施報告書・精算払請求書（中小企業事業者） | 実施報告書及び精算払請求書をコンサルタント会に提出します |
| 確認、補助金の交付（コンサルタント会） | 実施報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を送付し、補助金を振り込みます |

## 問い合わせ先

**一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会**

**エイジフレンドリー補助金事務センター**

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

**https://www.jashcon-age.or.jp/**

**（申請関係）**

電話　：03-6381-7507
FAX　：03-6381-7508
E-Mail：af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

**（支払関係）**

電話　：03-6809-4085
FAX　：03-6809-4086

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
（土日祝休み）
（8月11日～14日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）